

一般社団法人 日本養鶏協会鶏卵生産者経営安定対策事業
業務方法書に係る実施細則

施行 平成27年6月17日
一部改正 平成27年7月17日
一部改正 平成29年4月26日
一部改正 平成29年9月 4日
一部改正 令和 2年4月17日
一部改正 令和 3年4月 6日

一般社団法人 日本養鶏協会鶏卵生産者経営安定対策事業業務方法書(以下「方法書」という。)に基づく事業を、適正かつ円滑に実施するため、本細則を定める。

(積立金及び協力金の未納者への対応等)

1. 毎事業年度の各四半期(4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月をいう。以下同じ)開始前に当該四半期の契約数量に応じた額を納付させることに際しては、以下により行うものとする。

(1) 年次契約のご案内(3月上旬)等に合わせ、各四半期開始前の月の10日(第1四半期分については原則として3月20日)までに納付するよう依頼するとともに、各四半期開始前までに納付しない場合には、以下の結果が生じる旨を書面で通知し、注意喚起をするものとする。

- ① 契約解除となり価格差補填交付金等の交付を受けられないこと
- ② 基本契約期間終了後の積立金等の残額を含めて積立金等は返還されないこと
- ③ 年次契約の全期間において納付すべき積立金を納付する義務が生じていること
- ④ 契約解除の場合にあっては、基本契約期間における再契約はできないこと

(2) 納付依頼書の発行は、当該四半期の前四半期の期央月の20日とし、納付期限は当該四半期の前月の10日とするものとする。

ただし、第1四半期にあっては、年度開始前の3月20日を納付期限とする納付依頼書を年度開始前に発行するものとする。

※ 当該四半期の前四半期の期央月の20日が土曜・日曜・祝日の場合には、納付依頼書の発行は当該土曜・日曜・祝日の直前の協会営業日とするものとする。

※ 納付期限である当該四半期の前月の10日が土曜・日曜・祝日の場合には、当該土曜・日曜・祝日の直後の協会営業日を納付期限とするものとする。

(3) (2)の納付期限時点での納付が確認されない者に対しては、納付を促すため、速やかに1の(1)の①～④を知らせる通知書を送付するものとする。さらに、各四半期開始の10日前時点で納付が確認されない者に対し、同様の案内状を送付(配達証明付)するとともに電話等による案内を行うものとする。ただし、四半期開始前までに納付する旨の連絡があった場合で、過去の納付実績から案内状を送付するまでもないと認められる者に対しては、案内状を送付しないことができる。

(4) 各四半期開始前までに納付がない場合には、基本契約及び年次契約を解除する。

ただし、当該四半期開始前までに、やむを得ない事情について理由を明記した納付期限猶予申立書(細則様式-13)が提出された場合にあっては、予め理事会に報告して対処するものとする。

なお、自然災害等緊急時には特例的に理事会の事後承認により対処できるものとする。

(契約期間中における契約数量の変更について)

2. 契約期間中における契約数量の変更については、方法書第2の1の(3)のクに定める他、以下のとおりとし、類似の事例を含むものとする。

(1) 方法書第2の1の(3)のクのa中の「死亡、廃業等」には怪我、罹病による入院・加療を含む。

(2) 方法書第2の1の(3)のクのb中の「火災・停電・漏電等の事故」には施設、器具、機材の故障損壊を含む。

(3) 方法書第2の1の(3)のクのd中の「特別な理由」には地方自治体による工業団地造成工事計画や道路拡張工事等による鶏舎移転を含む。

(4) 「年次契約対象数量変更覚書」の取り交わし

契約期間中における契約数量の変更を明確にするため、「年次契約対象数量変更覚書」(細則様式-5)を当該加入生産者と取り交わし、双方で各1通を所持するものとする。

(廃業等に伴う積立金等の返還額の算定方法について)

3. 方法書第2の1の(4)の力及び第2の2の(2)の力のただし書きに基づき、方法書第2の1の(3)のクに定める加入生産者の廃業等の場合は、次の(1)の①または②のうち少ない額を返還するものとし、風水害等の天災、事故又は鶏病の発生等やむを得ない事態が発生した場合は、契約数量の変更分に相当する金額を返還するものとする。

(1) 廃業等事業の継続が見込まれない場合

$$\text{①返還額} = \frac{\text{総負担金残額}}{\text{総負担金納付総額}} \times \frac{\text{当該契約者の負担金納付総額}}{\text{総負担金納付総額}}$$

②当該契約者の負担金納付総額—当該契約者への交付総額

*1: いずれも事業管理システム上廃業日当日のものとして算出される金額。

価格差補填交付金・奨励金の交付状況及び負担金の納付状況により総負担金残額は時期により変動することから廃業日を基本として算定することとする。

ただし、廃業日時点において、価格差補填交付金の交付が決定されており未交付の場合は、当該交付金に係る積立金交付額を上記返還額から控除するものとする。また、総負担金残額には、H28年以前の契約解除者の資金残は含めないこととする。

(2) 風水害等の天災、事故、鶏病の発生等事業の継続は見込まれるものの一時的に鶏卵生産が減少してしまう場合

$$\text{返還額} = \text{契約数量変更分} \times \text{負担金単価 (円/Kg)}$$

(必要な現地調査を行うことについて)

4. 適正な事業実施のために、年間を通じて定期的に必要な現地調査を行い、理事会に報告するものとする。

(必要書類の提出を求めること等について)

5. 方法書に基づく事業を適正かつ円滑に実施するため、加入生産者へは必要に応じて別表1に掲げる書類の提出を求める、または、通知するものとする。
なお、必要書類のうち、毎月の「鶏卵販売実績報告書(細則様式-9)」については、必要に応じて翌月10日までに報告を求めることができるものとする。

附則

- 1 この実施細則は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日までの廃業等に伴う積立金等の返還額の算定方法については、従前の実施細則を適用するものとする。

附則

- 1 この実施細則は、令和3年4月1日から適用する。

別表1


NO	様式	提出資料	説明
1	細則様式-1	農場別契約数量内訳表(2ヵ所以上農場所有者、又は、契約書所在地と農場所在地が違う場合) 【契約関係書類の送付時に提出】	例えば、加入生産者の所有する農場が被災した場合に、契約数量の変更、減少数量に相当する額の返還ができることから、関係する数量を特定するために、また、県によっては、自県に所在する農場に係る契約数量に対し、負担金造成に要する経費の一部を補助する場合があることから、必要な書類として提出を求める。 (方法書第2の1の(3)のエのb)
2	細則様式-2	振込先銀行口座届出票【新規・変更】 【契約関係書類の送付時等に提出】	加入生産者へ補填金等の交付を直接交付することから、提出を求める。 (方法書第2の1の(3)のエのb)
3	細則様式-3	廃業による契約解除申請書 【加入生産者が廃業による契約解除を申請する際提出】	加入生産者が廃業した場合に申請を受けて契約解除するために提出を求める。 (方法書第2の1の(3)のクのa)
4	細則様式-4	廃業証明書 【廃業した場合に提出】	加入生産者が廃業した場合に、添付書類として飼料購入会社等からの証明書の提出を求める。 (方法書第2の1の(3)のクのa)
5	細則様式-5	年次契約対象数量変更覚書 【天災、鶏病等により年次契約対象数量の変更を申請するときに提出】	加入生産者から天災、鶏病等を理由に年次契約対象数量について変更の申請を受ける場合に必要な書類として提出を求める。 (方法書第2の1の(3)のクの)
6	細則様式-6	契約解除申請書 【契約解除を申請する際提出】	加入生産者からの契約解除の申し込みを受けた場合に提出を求める。 (方法書第2の1の(3)のクの)
7	細則様式-7	契約の解除通知書 【協会が契約を解除する通知に用いる】	加入生産者からの契約解除申請等を受けて、契約の解除通知をする。 (方法書第2の1の(3)のクの)
8	細則様式-8	過納した積立金の返戻請求 【加入生産者が誤って過納した場合で返戻請求する際に提出】	加入生産者が誤って負担金を過大に納付してきた場合には、請求に基づき返戻するために必要な書類として提出を求める。 (方法書第2の1の(4)のウ、エ、方法書第2の2の(2)のウ、エ)
9	細則様式-9	鶏卵販売実績報告書 【方法書別紙様式第4号「鶏卵販売実績報告書」の提出時に併せて提出(原則翌月20日まで)】	加入生産者が申告する鶏卵販売数量については、客観的事実に基づいて提出を求める。 (方法書第2の1の(7)のウ)

10	細則様式-10	<p>鶏卵販売実績報告書の修正申告書 【加入生産者が誤って鶏卵販売実績数量を報告した場合に修正申告する際提出】</p>	<p>加入生産者が誤って鶏卵販売実績数量を報告した場合の修正内容を明確にするために提出を求める。 (方法書第2の1の(7)のウ)</p>
11	細則様式-11	<p>経営譲渡合意書 【経営を譲渡し譲受者と合意したときに提出】</p>	<p>加入生産者が経営を譲渡する場合に、権利義務を継承することに合意したことの証明として提出を求める。 また、誤り交付のないように、振込先銀行口座についても併せて提出を求める。</p>
12	細則様式-12	<p>名義人変更届 【法人の加入生産者において代表者に変更が生じた場合等に提出】</p>	<p>法人の加入生産者において、代表取締役の変更が生じた場合等に提出を求める。 また、誤り交付のないように、振込先銀行口座についても併せて提出を求める。</p>
13	細則様式-13	<p>積立金及び協力金の納付期限猶予申立書 【特別の理由により積立金等の納付期限猶予の申立をする場合に提出】</p>	<p>加入生産者が特別の理由により、積立金及び協力金の納付期限について猶予の申立がある場合に提出を求めて理事会に報告する。 (方法書第2の1の(4)のウ、エ、方法書第2の2の(2)のウ、エ)</p>

細則様式－2

一般社団法人 日本養鶏協会 鶏卵生産者経営安定対策事業

振込先銀行口座届出票【新規・変更】

加入生産者番号	K
法人名または 代表者氏名	
住所	 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

※変更の場合 口座登録の変更日	年 月 日より変更
--------------------	-----------

振込先金融機関情報	フリガナ	
	銀行名または ゆうちょ銀行	
	フリガナ	
	支店名	
	振込口座種類 (該当に○)	当座 普通
	口座番号	
	フリガナ	
口座名義人		

<お願い>
振込先に誤りが生じませんよう口座の表紙をコピーし、併せてお送り下さい。

※日中ご連絡できる電話番号（携帯・鶏舎内）等をお知らせ願います。

電話（鶏舎等）	
携帯電話	
FAX	
E-Mail	

(加入生産者—養鶏協会)

細則様式—3

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会

会 長 殿

加入生産者番号 K _____

住 所

法人名

氏名又は

法人の代表者名

印

廃業による契約解除申請書

は、下記の日付をもって廃業しますので、令和 年 月 日付
貴養鶏協会との間に締結した鶏卵価格差補填等基本契約書第10条第1項の規定により、
契約の解除を申請いたします。

記

1. 廃業年月日: 令和 年 月 日

2. 廃業理由:

(加入生産者—養鶏協会)

細則様式-4

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 殿

法人名 _____

代表者名 _____ (印)

廃業証明書

(鶏卵生産者名)

加入生産者番号 K _____

住 所

法人名

氏 名(代表者名)

廃業年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の鶏卵生産者は、鶏卵生産業を廃業したことを確認しました。

確認年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

確認者所属 _____

氏 名 _____ (印)

廃業等の記載例

別 表

(単位：kg、羽)

	変更前契約数量 (A)	変更数量 (B)	変更後契約数量 (C) = (A) - (B)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
第3四半期計			
1月			
2月			
3月			
第4四半期計			
年間合計			
月間1羽当たり			
採卵鶏成鶏めす飼養羽数			

変更前の契約数量
(A)欄は年度当初
の契約数量を記載

廃業月の含まれる四半
期迄は、ゼロを記載し、
翌四半期より、変更前
契約数量を記載 (例：
7月廃業の場合、9月迄
ゼロ、10月より変更前
契約数量を記載)

該当年度の廃業月の翌
四半期からゼロとなる

変 更 の 理 由	
-----------------------	--

添付書類：変更の理由を証明する関係資料

天災・鶏病等の記載例

別 表

(単位：kg、羽)

	変更前契約数量 (A)	変更数量 (B)	変更後契約数量 (C) = (A) - (B)
4月			
5月			
10月			
11月			
12月			
第3四半期計			
1月			
2月			
3月			
第4四半期計			
年間合計			
月間1羽当たり			
採卵鶏成鶏めす飼養羽数			

変更前の契約数量
(A)欄は年度当初
の契約数量を記載

(A)と(C)の差異を
記載

該当年度の被災翌
月から変更数量
(改訂契約数量)
を記載

変更 の 理 由	
-------------------	--

添付書類：変更の理由を証明する関係資料

別 表

(単位 : kg、羽)

	変更前契約数量 (A)	変更数量 (B)	変更後契約数量 (A) - (B)
4月			
5月			
6月			
第1四半期計			
7月			
8月			
9月			
第2四半期計			
10月			
11月			
12月			
第3四半期計			
1月			
2月			
3月			
第4四半期計			
年間合計			
月間1羽当たり			
採卵鶏成鶏めす飼養羽数			

変 更 の 理 由	
-----------------------	--

添付書類 : 変更の理由を証明する関係資料

細則様式－5

令和 年度 年次契約対象数量変更覚書

一般社団法人日本養鶏協会（以下「甲」という。）と加入生産者（以下「乙」という）とは、令和 年 月 日付けで締結した鶏卵価格差補填等基本契約書第9条の規定に基づき、契約数量についての覚書を下記のとおり締結する。

記

甲と乙との間で令和 年 月 日付で締結した鶏卵価格差補填等年次契約書第1条の契約数量を別表のとおり変更する。

上記覚書の証として、この覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 東京都中央区新川2-6-16
法人名 一般社団法人 日本養鶏協会
会長

印

加入生産者番号 K _____
乙 住所
法人名
氏名又は法人
の代表者名

印

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 殿

加入生産者番号 K _____

住 所

法人名

氏名又は

法人の代表者名

印

契 約 解 除 申 請 書

は、令和 年 月 日付貴養鶏協会との間に締結した鶏卵価格差
補填等基本契約書第10条第1項の規定により、契約の解除を申請いたします。

記

1. 契約解除年月日: 令和 年 月 日

2. 契約解除理由 :

(養鶏協会—加入生産者)

細則様式—7

日鶏 発第 号
令和 年 月 日

加入生産者番号 K _____

住 所

法人名

氏名又は

法人の代表者名

殿

東京都中央区新川2-6-16

一般社団法人 日本養鶏協会

会 長

印

契約の解除通知書

一般社団法人日本養鶏協会と加入生産者との間に締結した
令和 年 月 日付鶏卵価格差補填等基本契約を、同基本契約
書第10条に基づき、令和 年 月 日をもって解除する。

(加入生産者一養鶏協会)

細則様式－8

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会長 殿

加入生産者番号 K _____

加入生産者

住 所

氏 名

印

過納した積立金の返戻請求

このことについて、下記により過納付となっている積立金を返戻されるようお願いします。

記

1. 返戻金額: 円

2. 返戻明細:

(1) 契約対象数量の修正

(単位: kg)

	月分 契約対象数量 ①	月分 契約対象数量 ②	月分 契約対象数量 ③	第 四半期 合 計 ④=①+②+③
誤				
正				
差 異				

(2) 返戻請求金額の算出

④の差引き数量 × 単位数量当たりの積立金の額 = 金額 円

(3) 既納付額: 円

3. 過納付となった理由

一般社団法人 日本養鶏協会 殿

令和 年 月 日

加入生産者番号 K

住 所
氏 名

鶏 卵 販 売 実 績 報 告 書 (月分)

区分 日	販売実績		小口販売実績		合 計	
	数量 kg	金額 (円)	数量 kg	金額 (円)	数量 kg	金額 (円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
消費税						
合 計						

一般社団法人 日本養鶏協会 殿

申請日・加入生産者番号・住所・氏名・報告月のご記入をお願いします

記入例

令和 年 月 日
加入生産者番号 K

住 所
氏 名

鶏 卵 販 売 実 績 報 告 書 (月 分)

区分 日	販売実績		小口販売実績		合 計	
	数量 kg	金額 (円)	数量 kg	金額 (円)	数量 kg	金額 (円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
消費税						
合 計						

・小口販売実績以外の日々の販売数量をご記入下さい
(※証拠書類が1週間ごと又は10日ごとなどである場合は日ごとに案分せず、該当日に記載して下さい)
・破卵等を販売されている場合は含め、他社仕入れ卵は、除外して記載ください。
・整数(小数点以下切り捨て)

・庭先販売、ネット販売、自動販売機、道の駅等により直接消費者に販売した実績があれば、ご記入下さい
・整数(小数点以下切り捨て)で記載下さい。

・販売実績については、会計検査院から客観的事実に基づく数量を記載するよう指導を受けています。
・販売伝票等の証拠書類に基づき販売数量を記載下さい。
・販売伝票・帳簿・野帳等の証憑は7年間お手元に保管下さい。
・小口販売の証拠書類としては、パック卵等の日々の販売個数に当該鶏卵の平均卵重(GP等

・当該実績報告書の様式は養鶏協会のホームページに掲載いたします。

報告書の金額欄に記載出来なかった消費税を記入して下さい(外税など)

(加入生産者一養鶏協会)

細則様式－10

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 殿

加入生産者番号 K _____

住 所:

法人名:

氏名又は

法人の代表者名

㊞

令和 年 月分鶏卵販売実績報告(及び鶏卵価格差補填交付金交付請求)書の修正について

このことについて、令和 年 月 日付をもって提出した販売実績報告(及び鶏卵価格差補填交付金交付請求)書に誤りがありましたので、下記のとおり修正いたしますのでよろしくお取りはからいをお願いいたします。

記

1. 修正内容

事 項	契約数量	販売実績 数量	補填対象 数量	補填単価	補填金額
既 報 告					
修正報告					
差 異					

2. 修正理由

3. 添付書類

- (1) 令和 年 月分鶏卵販売実績報告(及び鶏卵価格差補填交付金交付請求)書の既報告書の写し
- (2) 令和 年 月分鶏卵販売実績報告(及び鶏卵価格差補填交付金交付請求)書の修正をしたもの

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 殿

経営譲受人(甲)

住 所 :

法人名:

氏名又は

法人の代表者名

⑩

経営譲渡人(乙)

住 所 :

法人名:

氏名又は

法人の代表者名

⑩

経 営 譲 渡 合 意 書

乙は、乙の養鶏経営の一切を甲に譲渡し、甲が、乙と一般社団法人日本養鶏協会とが令和 年 月 日付で締結した鶏卵価格差補填等基本契約書及び令和 年 月 日付で締結した鶏卵価格差補填等年次契約書の権利、義務を引き継ぐことを双方で合意したので連名により合意書を提出します。

記

1. 経営譲渡年月日:令和 年 月 日
2. 年次契約対象数量: kg
3. 添 付 書 類 :
 - (1)甲の印鑑証明書 1通
甲が法人の場合は、履歴事項全部証明書 1通
 - (2)乙の印鑑証明書 1通
 - (3)振込先銀行口座届出票 1通

(加入生産者—養鶏協会)

細則様式— 1 2

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 殿

加入生産者番号 K _____

旧名義人(法人)名:

住 所

氏名又は

法人代表者名

㊞

名 義 人 変 更 届

令和 年 月 日付で貴協会と締結した鶏卵価格差補填等基本契約書及び
令和 年 月 日付締結の鶏卵価格差補填等年次契約書の乙の名義は、
下記のとおり変更となりましたので、名義人変更を届けます。

なお、このことにより貴協会に、ご迷惑をかけることは一切ございません。

記

1. 登 記 年 月 日 : 令和 年 月 日(法人の場合)

2. 新名義人(法人)名:

住 所

氏名又は

法人代表者名

㊞

3. 添 付 書 類 :

- ・法人の場合 / 新名義人(法人)の履歴事項全部証明書
- ・個人及び法人 / 新名義人の印鑑証明書
- ・振込先銀行口座届出票(変更のある場合のみ)

(加入生産者—養鶏協会)

細則様式—13

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 殿

加入生産者番号 K _____

住 所

法人名

氏名又は

法人の代表者名

㊞

積立金及び協力金の納付期限猶予申立書

1. 納付期限猶予申立の理由

2. 納付時期 令和 年 月 日

注意事項

- ア. 申立が、審査において真に理由があると認められない場合には、契約の解除になります。
- イ. 納付時期が、審査において適切と認められない場合には、契約の解除になります。
- ウ. 申立理由によっては、証明書の添付を求めることがあります。
- エ. 申立理由は、別紙に記載することも可能です。